

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体、事業者、行政が連携して本市の環境保全活動に取り組むため、生物多様性はままつ戦略に基づき締結する、はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定（以下「協定」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「環境保全活動」とは、生物多様性の維持、回復又は創出に繋がる活動、又はその啓発活動をいう。

2 この要綱において、「支援希望者」とは、団体又は法人の総称であって、次の各号すべてに該当する者をいう。

- (1) 市内において環境保全活動を行い、連携を希望している者。
- (2) 団体の定款又はそれに準ずる規約を有する者。
- (3) 環境保全活動を実施する場所について所有者又は管理者の許可を得ている者。
- (4) 浜松市の環境施策の趣旨を理解し、協力しようとする者。
- (5) 別紙に定める不適格要件に該当しない者。

3 この要綱において、「支援提供者」とは、団体又は法人の総称であって、次の各号すべてに該当する者をいう。

- (1) 浜松市の環境施策の趣旨を理解し、市内における環境保全活動と連携が可能な者。
- (2) 団体の定款又はそれに準ずる規約を有する者。
- (3) 別紙に定める不適格要件に該当しない者。

(支援希望者の登録)

第3条 協定に係る登録を受けようとする支援希望者は、支援希望者エントリーシート（第1号様式）に団体の定款又はそれに準ずる規約を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が第2条第2項の要件を満たしていると認めたときは、支援希望者エントリーシートを提出した者をはままつネイチャーポジティブパートナーシップ登録簿（以下、登録簿という。）に登録するとともに、申請者に対し、支援希望者登録通知書（第2号様式）により通知する。

(支援提供者の登録)

第4条 協定に係る登録を受けようとする支援提供者は、支援提供者エントリーシート（第3号様式）に団体の定款又はそれに準ずる規約を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が第2条第3項の要件を満たしていると認めたときは、支援提供者エントリーシートを提出した者を登録簿に登録するとともに、申請者に対し、支援提供者登録通知書（第4号様式）により通知する。

(公表)

第5条 市長は、支援希望者エントリーシート又は支援提供者エントリーシートに記載された事項のうち、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 団体名又は法人名
 - (2) 活動地域又は活動支援地域
 - (3) 活動の目的又は活動支援の目的
 - (4) 活動概要又は支援提供者の概要
 - (5) 求める支援又は提供できる支援
- (登録事項の変更又は登録の取消し)

第6条 登録を受けた支援希望者及び支援提供者（以下、登録者という。）は、登録事項に変更が生じたとき又は登録を辞退しようとするときは、支援希望者登録情報の変更・取消届（第5号様式）又は支援提供者登録情報の変更・取消届（第6号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更は通知により変更することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、登録を辞退したものとみなし、登録取消通知書（第7号様式）により登録を取り消すことができる。

- (1) その団体又は法人が解散又は消滅したとき。
- (2) 第2条における要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録者と連絡が取れなくなった日から1月以上経過したとき。
- (4) 第10条の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が認めるとき。

(マッチング)

第7条 登録者は、市長に対し、第5条の規定により公表された情報をもとに協定を締結する相手方の候補を選定し、協定の締結に向けたマッチングを依頼することができる。

2 前項の規定による依頼があったときは、市長は、登録者間のマッチングを行うものとする。

(協定締結前の連携活動)

第8条 本要綱に基づく協定締結前であっても、登録者間において暫定的に連携し、環境保全活動を実施することができる。ただし、当該登録者は活動開始前に市長にその旨を通知する。

2 市長は、前項の活動が行われ、当該登録者全員が連携環境保全活動実施報告書（第8号様式）を提出した場合（登録者が連名で提出した場合を含む。）、支援提供者に対して支援証明書を発行することができる。

3 支援証明書には次の各号に掲げる事項を掲載する。

- (1) 支援提供者名
- (2) 支援を受けた団体又は法人名
- (3) 支援活動実施日
- (4) 支援活動実施場所
- (5) 支援内容

(協定の締結)

第9条 第7条第2項の規定によるマッチングの後、登録者間で、協定の内容について協議を行い、協定の内容を決定する。

2 協定は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 協定の締結は、登録者2者以上で締結すること。
- (2) 協定には、次のアからオまでに掲げる事項を規定すること。

ア 目的

イ 各協定者の役割

ウ 協定期間

エ 協定内容の変更手続

オ 疑義が生じた場合の協議

3 協定関係者は、相互に、協定の締結に際し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合、又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

(資金提供に関する規定)

第10条 第8条又は第9条に基づく連携活動において、支援希望者が支援提供者から資金の提供を受ける場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 支援希望者は、資金の使途について資金を提供する支援提供者（以下、資金提供者という。）と事前に協議し、書面により合意するものとする。
- (2) 支援希望者は、資金使用後速やかに資金提供者に対して、資金の使途に関して書面により報告しなければならない。
- (3) 支援希望者は、第1号の規定により合意した使途以外の目的で資金を使用してはならない。
- (4) 支援希望者が前各号のいずれかに違反した場合、又は不正に資金を使用したことが判明した場合は、資金提供者の請求に基づき、当該資金の全部または一部を返還しなければならない。

2 市長は、前項各号に掲げる事項の遵守状況について、必要に応じて支援希望者又は資金提供者に対し報告を求め、または調査を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月16日から施行する。

第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

年 月 日

（宛先） 浜松市長

支援希望者エントリーシート

団体・法人名
代表者

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第 3 条第 1 項に基づき、支援希望者として登録したいので、別記 1「登録に関する誓約書」の内容に誓約し、エントリーシートを提出します。

団体・法人名	代表者：担当者：
所在地 （担当者の所在地と異なる場合は担当者の所在地も記載）	〒
担当者電話番号	
担当者 E メールアドレス	
活動地域	
活動の目的	
活動の概要	
活動の詳細	
求める支援の概要	
求める支援の詳細 （支援が必要な理由や必要な支援（資金、労働力など）や用途などを具体的に記載）	

※エントリーシートの内容に不明な点がある場合、申請者に聞き取りを行うことがあります。
エントリーシート及び聞き取りの一部又は全部を公表します。

第 1 号様式（第 3 条第 1 項関係）

別記 1

登録に関する誓約書

支援希望者の登録にあたり、下記に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 2 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成 24 年浜松市条例第 81 号。以下条例という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）である者
- 3 役員等（団体又は法人の代表者又は役員に準ずる者。以下、役員等という。）が暴力団員等（条例第 2 条第 4 項に規定する暴力団員等をいう。）である者
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる者

第 2 号様式（第 3 条第 2 項関係）

浜環政第 号
年 月 日

様

浜松市長

支援希望者登録通知書

年 月 日付で申請のあった支援希望者エントリーシートについて、申請を承認し、登録しましたので、通知します。
なお、エントリーシート及び聞き取り結果の一部又は全部を公表します。

団体・法人名	
活動地域	
活動 の目的	
活動の概要	
求める支援	

第3号様式（第4条第1項関係）

年 月 日

(宛先) 浜松市長

支援提供者エントリーシート

团体・法人名
代表者

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第4条第1項に基づき、支援提供者として登録したいので、別記1「登録に関する誓約書」の内容に誓約し、エントリーシートを提出します。

団体・法人名	代表者：担当者：
所在地 (担当者の所在地と異なる場合は担当者の所在地も記載)	〒
担当者電話番号	
担当者 E メールアドレス	
支援可能な活動地域	
支援の目的	
支援提供者の概要	
支援の理由 (支援を提供するに至った経緯などを記載)	
提供できる支援の概要	
支援提供の詳細・条件 (支援の方法や、支援の条件などを具体的に記載)	

※エントリーシートの内容に不明な点がある場合、申請者に聞き取りを行うことがあります。
エントリーシート及び聞き取りの一部又は全部を公表します。

第3号様式（第4条第1項関係）

別記1

登録に関する誓約書

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第4条に基づく登録にあたり、下記に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 2 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下条例という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である者
- 3 役員等（団体又は法人の代表者又は役員に準ずる者。以下、役員等という。）が暴力団員等（条例第2条第4項に規定する暴力団員等をいう。）である者
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる者

第4号様式（第4条第2項関係）

浜環政第 号
年 月 日

様

浜松市長

支援提供者登録通知書

年 月 日付で申請のあった支援提供者エントリーシートについて、申請を承認し、登録しましたので、通知します。

なお、エントリーシート及び聞き取り結果の一部又は全部を公表します。

団体・法人名	
支援可能な活動地域	
支援の目的	
支援提供者の概要	
提供できる支援	

第5号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

（宛先） 浜松市長

団体・法人名
代表者

支援希望者登録情報の変更・取消届

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第6条第1項に基づき、下記の通り登録情報の 変更・取消 を届け出ます。

変更内容

団体・法人名	(旧団体・法人名) 代表者： 担当者：
所在地	
担当者電話番号	
担当者Eメールアドレス	
活動地域	
活動の目的	
活動の概要	
活動の詳細	
求める支援の概要	
求める支援の詳細 （支援が必要な理由や必要な支援（資金、労働力など）や用途などを具体的に記載）	

※変更又は取消を○で囲み、変更の場合は変更内容の欄内に新しい情報を記入してください。

第6号様式（第6条第1項関係）

年 月 日

（宛先） 浜松市長

団体・法人名
代表者

支援提供者登録情報の変更・取消届

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第6条第1項に基づき、下記の通り登録情報の 変更・取消 を届け出ます。

変更内容

団体・法人名	(旧団体・法人名) 代表者： 担当者：
所在地	
担当者電話番号	
担当者Eメールアドレス	
支援可能な活動地域	
支援の目的	
支援提供者の概要	
支援の理由 (支援を提供するに至った経緯などを記載)	
提供できる支援の内容	
支援提供の詳細・条件 (支援の方法や、支援の条件などを具体的に記載)	

※変更又は取消を○で囲み、変更の場合は変更内容の欄内に新しい情報を記入してください

第 7 号様式（第 6 条第 2 項関係）

浜環政第 号
年 月 日

様

浜松市長

登録取消通知書

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第 6 条第 2 項に基づく登録の取消しについて、次のとおり通知します。

記

取消しを受ける者	
登録取消日	年 月 日
取消理由	

第 8 号様式（第 8 条第 2 項関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

団体・法人名
代表者

連携環境保全活動実施報告書

はままつネイチャーポジティブパートナーシップ協定実施要綱第 8 条に基づき、連携して実施した活動について、下記のとおり報告いたします。

支援を受けた団体・法人名	
支援を提供した団体・法人名	
連携した活動の実施日時	
連携した活動の実施場所	
連携した活動内容（具体的に）	

<別紙>

浜松市生きものパートナーシップ協定実施要綱第2条でいう「不適格要件」は以下のとおりとする。

- 1 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 2 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下条例という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）である者
- 3 役員等（団体又は法人の代表者又は役員に準ずる者。以下、役員等という。）が暴力団員等（条例第2条第4項に規定する暴力団員等をいう。）である者
- 4 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる者